

開 議

- 竹田陽一委員長 おはようございます。
これから決算特別委員会を開きます。
本日の会議に欠席の通告委員はございません。
よって、ただいまの出席委員は定足数に達して
おります。

令和4年度長井市各会計決算に関する 総括質疑

- 竹田陽一委員長 それでは、9月8日に引き続
き決算総括質疑を続行いたします。

浅野敏明委員の総括質疑

- 竹田陽一委員長 順位6番、議席番号11番、浅
野敏明委員。

- 11番 浅野敏明委員 おはようございます。
最後の質問になりますので、どうぞよろしくお
願いしたいと思います。早速質問に移らせてい
ただきます。

1番目の質問は、決算に係る主要な施策の成
果報告書の様式について質問いたします。

地方自治法第2条第4項に定める基本構想、
総合計画を指します、の策定は、1969年に地方
自治法の一部改正で義務づけられ、計画的な行
政の運営を図るための基として、本市ではこれ
まで第一次総合計画から現在の第五次総合計画
まで、国で示されていたガイドラインに基づき、
基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画と

して策定されてきたと理解しています。その後、
地方自治法一部改正により、義務は廃止されま
したが、ほとんどの地方自治体が総合計画を策
定しています。

現在進められている第六次総合計画の策定は、
これまでどおり、本市における10年間の地域づ
くりの方針を示すもので、基本構想は本市の目
指す将来像と目標を、基本計画は目標を実現す
るための施策を示し、実施計画は施策に基づく
事業内容や時期を示すものとして理解してよろ
しいか、政策推進監にお尋ねいたします。

- 竹田陽一委員長 竹田利弘政策推進監。

- 竹田利弘政策推進監 基本構想は目指すべきま
ちの将来像とその方向性を定めるもので、期間
は10年間でございます。

基本計画は施策分野ごとの目標や取り組む事
業の内容を示すもので、前期、後期、それぞれ
5年間ずつの計画でございます。

なお、基本計画の個別施策及び主要事業につ
いては、設定した目標値に対する成果、進捗状
況等を毎年確認し、評価を実施しております。

実施計画は基本計画で示します施策を構成す
る各事務事業の内容を表すもので、当初予算編
成時に設定する事業ごとに、主な事業内容、基
本目標への貢献、当初予算を含む3か年の事業
費見込額、活動指標などの項目がございます。
実施計画は3年間のスパンですが、毎年度ロー
リングしてございます。今現在の実施計画では
当初予算とリンクしておりまして、負担金や繰
出金、施設整備などの事業については、目標値
が設定されないものもございまして、加えまし
て、年度途中で計上されます補正予算に係る事
業費については、全くそこは反映されておりま
せん。

委員のご質問の中でありました対応について
は、お見込みのとおりでございますが、決算に
係る主要な施策の成果を説明するものとして位
置づけられる成果報告書の事業と、実施計画で

お示しする事業は、例えば補正予算がないとか、反映しないとかということで、必ずしも一致しないこともあるということをご承知願いたいと思います。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 一致しないところもあるというのは理解しております。

一方、決算における主要な施策の成果報告書は、地方自治法第233条第5項に基づく資料として受け止めていますが、総合計画に掲げる実施計画との関連性が分からない上、評価、問題点について、年度当初、目標がないこともあり、抽象的な表現になっています。主要な施策は総合計画の実施計画に基づく主要事業と事務事業であるべきだと思います。

予算編成時に実施計画に基づく年度計画と目標を設定し、主要な施策の成果報告では、その目標に対しての評価と問題点を洗い出し、改善策を示す様式に変更すべきではないかと思いますが、政策推進監のお考えをお尋ねします。

○竹田陽一委員長 竹田利弘政策推進監。

○竹田利弘政策推進監 主要な施策の成果報告書は、委員からご案内ありましたとおり、地方自治法第233条第5項で、普通地方公共団体の長は、同条第3項に基づき、決算を議会の選定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類を併せて提出しなければならないと定めておりますことから、主要な施策の成果報告書を作成しているものでございます。

なお、その様式は特に国のほうで定めておらず、各自治体で任意に様式を定め作成しているのが現状でございます。

したがって、本市では事業名、事業内容、事業実績、事業費、評価、問題点及び改善策を記載しておりますが、他市町村のを見ても、単に事業名と実績のみを記載した報告書も

あるようでございます。また、数は非常に少ないんですけども、本市よりさらに詳しく、事業の目的、事業内容、実績、事業評価、次年度における事業の方向性を記載している自治体もあるようでございます。全体的に見ますと、本市のような内容を記載した成果報告書が多いように見受けられます。主要な施策の成果報告書は決算に係る附属資料という位置づけであることから、決算額に対する実績、成果について補足する内容を記載したものが必須となつてると解しております。

本市では、平成12年度決算分までは決算書の冊子の中の最後のページのほうに主要な施策の実施状況として、事業名とその事業実績のみ、例えば道路ですと、何々線、何メートル工事した、幾らで工事したと、単に事業名と事業実績のみを記載しておりました。ただ、その当時、私も財政課の担当としてやっておりましたが、他市町村のを見ますと、それ以上に詳しくやっつて、記載しているということもございまして、平成13年度決算分から様式を一から見直し、当該年度の事業を振り返り、次年度への業務改善をより明確にするなどのため必要だということを感じまして、主要事業について、評価、問題点及び改善策を加えた様式に変更し、ただ、その時点でも他市町村のも見まして、目標値を設定するところはほぼ見受けられなかったですし、その当時は長井市は県内で見てもこういった、今とほとんど変わっておりませんが、画期的に詳しく書いてるという様式でございますので、その当時から今現在、まだ様式はあまり見直していませんが、ということで、現在に至っております。

また、記載する事業につきましては、各課のほうで所管する事業から選んで記載しているものでございます。

実施計画では、3年後の姿を見据え、単年度ごとの目標を設定しておりますが、主要な施策

の成果報告書は単年度決算額についての実績・成果を記載しておりますので、繰り返しになりますが、決算についての補足資料、実績や成果を記載することが目的となっております。

このように、趣旨が異なるものを一つのものとして捉えることは難しいと思いますが、浅野委員がご提案の趣旨、目標値があつて成果があるべきということも十分理解できますので、今後、他市町の状況を参考にしながら、様式の見直しについて検討はしていきたいと考えてございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 第六次総合計画は令和6年の3月に策定予定となっておりますので、ぜひ第六次総合計画策定時になるべく見直しを図っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、2番目の質問に移らせていただきます。生活排水処理施設の普及について質問いたします。この質問は平成30年9月の決算総括質疑でも取り上げましたが、それから5年が経過しましたので、実態についても改めて質問いたします。

生活排水処理施設は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、以降、特環下水道事業とします、農業集落排水事業、以降、農集排水事業とします、等の集合処理施設と合併処理浄化槽事業、以降、浄化槽事業とします、による個別処理施設に区分されます。

当時の質問に対して、本市の生活処理施設普及率は、平成29年度末で84.2%で、山形県の平均普及率の91.8%と比較しても7.6ポイント低く、県内13市中10番目の普及率となっているとの説明を受けましたが、令和4年度の普及率と山形県の平均普及率について、上下水道課長にお尋ねいたします。

あわせて、県内13市中何番目になっているのかについてもお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 長井市の令和4年度末の普及率ですが、86.4%で、山形県の平均普及率は94.2%となっており、長井市の普及率については、県内13市中11番目となっております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

処理施設ごとの水洗化率を令和4年度決算書の資料で見ますと、平成29年度末と比較して、公共下水道事業91.7%で当時より1.5ポイント増、特環下水道事業63.3%で0.9%増、農集排水事業で93.8%で0.5ポイント増、浄化槽事業は100%になっていますが、平成29年度末53.5%でしたので、改めて浄化槽事業の水洗化率100%の算出根拠について、上下水道課長にお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 初めに、平成29年度末の浄化槽事業の水洗化率53.5%については、公共・特環の下水道事業及び農集排水事業区域を除く市内全域を処理区域とした人口9,183人のうち、市町村設置型合併浄化槽の使用人口と個人設置の合併浄化槽の使用人口4,917人を算出したものです。

一方……。

(「聞きづらい」の声あり)

○板垣浩美上下水道課長 失礼しました。

一方、令和4年度決算附属書類に掲載の浄化槽事業の水洗化率……。

○竹田陽一委員長 暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 一方、令和4年度決算附属書類に掲載の浄化槽事業の水洗化率100%につきましては、決算統計の記載方法に従い、市で実施している市町村設置型合併浄化槽事業で設置した浄化槽の処理人口を基にしております。これは市町村設置型浄化槽の設置人口イコール処理区域内人口と定義されていることから、分母と分子が同数となり、水洗化率は100%となります。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 私は浄化槽の処理区域、つまり、公共下水道、特環下水道、それから農集排のエリア以外は浄化槽事業のエリアだと理解してありますが、浄化槽の処理区域人口と浄化槽の処理人口の人数はお分かりですか。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 浄化槽処理区域内の市町村設置型の処理人口は2,956人で、個人設置は1,832人となっており、合計で4,788人となっております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 浄化槽事業の水洗化率については、浄化槽処理区域内人口に対する浄化槽設置人口の割合を水洗化率とすべきでないかと思いますが、その計算でいくと何%になるか、今後そういった追加率を表示していただけますか、その辺も含めてお願いします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 先ほど申しあげました浄化槽処理人口4,788人で水洗化率……。

○竹田陽一委員長 暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○竹田陽一委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 先ほど申しあげました市町村設置型と個人設置の浄化槽合計した数が4,788人ですので、水洗化率は58.3%となります。

浅野委員からありました資料への記載方法についてですけれども、他市町村の状況を確認しながら、記載方法について改めるよう検討したいと思います。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ぜひ来年度の決算ではよろしくお願ひしたいと思います。

処理施設の伸び率は全て微増になっていますが、山形県の平均と比較して8.2ポイントも低くなっています。当時の上下水道課長からは、今後加入促進を図っていくとの答弁をいただきましたが、加入促進の取組について、以降、お尋ねいたします。

生活排水処理施設事業ごとの課題についても質問いたします。

まず、公共下水道事業について質問します。

公共下水道事業は、昭和63年4月から供用を開始し、今年度で35年目になります。令和4年度処理区域内の人口は1万3,589人、住民登録人口の54.2%で、用途区域内の人口とほぼ同一ではないかと思いますが、まちなかの処理区域内人口の8.3%、人口で1,100人の方が下水道の排水処理を設置してないことになります。下水道法第10条第1項はご存じだと思いますが、排水設備の設置義務の条項になっています。公共下水道供用開始の告示後は下水道排水処理施設の設置義務を負うことになります。また、第11条の第3項では、公共下水道供用開始日から3年以内に水洗便所に改造しなければならないとする規定があります。公共下水道供用開始日から3年が経過しても設置義務の履行しなかった場

合、どのようにされているのか、上下水道課長にお尋ねいたします。

あわせて、加入促進の取組についてもお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 公共下水道事業の供用開始から3年が経過しても設置義務の履行しなかった場合はどのようにされているかということについてですけれども、未接続の理由といたしまして、工事資金が足りないといった経済的理由が多いこともありまして、融資あっせん制度を紹介しながら、下水道への接続についての周知を継続して行っている状況です。

加入促進の取組につきましては、市報や市のホームページ、おらんだラジオでの周知やPRのほか、地区長会などでお時間をいただきまして、現在の普及状況をお示ししながら、下水道への切替えのお願いと合わせまして、下水道の使用時の注意などの周知を図っております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、特環下水道事業について質問いたします。

まず、特環下水道事業と公共下水道事業における相違点について、上下水道課長にお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 まず、公共下水道事業ですが、こちらは市街化区域における下水を処理するものであることに対しまして、特環、特定環境保全公共下水道事業は市街化区域外で設置されるもので、例えば農村や漁村などの生活環境の改善を図るための下水道で、処理対象人口が1万人以下の小規模なものを言います。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 宅地面積の表示の仕方も違うと思いますが、その辺はどうですか。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 受益者負担金について

は、宅地に単価を掛けて出すわけですが、特環につきましては、宅地といっても家庭菜園をされているとか、農業利用されてるところも多々あって、敷地も、住宅の敷地も大分多いこともありまして、実際に測ってそういった計算をしているところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 特環下水道事業については、宅地で利用された部分のみの面積ということが分かりました。

令和4年度末の特環下水道処理区域内の人口は1,214人で、水洗化率は63.3%で、加入率が伸びていません。費用対効果の原則にのっとり、加入促進を図る必要があると思いますが、特環下水道事業のエリアごとの供用告示日について、上下水道課長にお尋ねいたします。

あわせて、特環下水道事業においても、下水道法の適用がされるかと思いますが、3年経過している処理区域内の家庭に対してどのように加入を促進されているのか、併せてお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 特環下水道事業の供用開始の告示日につきましては、五十川の一部と草岡の一部が平成19年3月31日に供用開始を、告示から始まりまして川原沢の一部が平成20年3月31日供用開始となり、以降、整備が済んだ区域から順次供用開始となり、令和2年3月31日に五十川の袋地区が供用開始となったところで、特環の面整備は完了いたしております。

次に、特環の下水道区域内で供用開始後3年経過しても未接続の家庭に対する加入促進の取組ということですが、先ほど公共下水道事業でお答えした内容と同様で、継続して下水道接続についての市報や市のホームページなどでの周知、PRといった取組を行っているところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ホームページと地区長会でのご希望ということなのですが、過去、どの方が入っていないかというのは割合エリアが決まっていますから、分かると思うんですね。ぜひ加入促進で直接お願いすることも大切だと思いますので、ぜひこれから検討していただきたいと思います。

次に、農集排水事業について質問いたします。

本市における農集排水事業は、平成7年度に今泉地域、平成11年度に大久保地域がそれぞれ供用開始となっています。公共下水道事業区域における整備費と比較して、約2倍以上になっており、区域内の全ての住民が加入することが原則になっているのではないかと思います。

令和4年度末における農集排水事業区域内の人口は2,078人で、水洗化率は93.8%になっています。うち未加入人口は128人になりますが、いまだに未加入の世帯について把握しているのか、上下水道課長にお尋ねいたします。

あわせて、未加入世帯に対してどのようなアプローチをしているかについてもお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 農集への未加入世帯について把握しているかということですが、先ほど委員おっしゃったように128人で、世帯数にしますと47世帯ありまして、こちらでも把握しております。

また、未加入世帯、どのようなアプローチしているかということですが、こちらは農集排水事業については、今泉地区、大久保地区とも農業集落排水処理施設維持管理組合を設置させていただいておりまして、組合の方々にもご協力をいただきながら、加入促進の普及・啓蒙の取組を進めているところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ぜひ水洗化率が上がるよう、取組を期待したいと思います。

次に、浄化槽事業について質問をいたします。

浄化槽事業は、市町村設置型合併処理浄化槽事業として、高度処理の浄化槽を市で設置し管理する事業として、平成17年度から事業を開始しています。平成16年度以前は個人設置する浄化槽の中に合併浄化槽と単独浄化槽設置の世帯も数多くいたものと思いますが、市町村型以外の浄化槽の実態について、把握されているのか、上下水道課長にお尋ねいたします。

あわせて、特に個人設置の単独浄化槽設置からの切替えや浄化槽の適正な維持管理についての説明、アプローチについて、どのように行っているのか、併せてお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 板垣浩美上下水道課長。

○板垣浩美上下水道課長 市町村設置型以外の浄化槽の実態の把握ということですが、こちらについては浄化槽法の規定により、個人や事業所などで浄化槽を設置した場合や下水道などへ切り替えるために単独浄化槽を廃止した場合など、浄化槽設置場所の市町村に所定の届出が必要になりますので、市町村設置型以外の合併浄化槽についても、こちらで把握しております。また、関係機関とも情報共有をしております。

浄化槽の適正な維持管理についてのアプローチについてですが、単独浄化槽、合併浄化槽の保守点検の結果や法定検査の受検状況などを、こちらも関係機関と情報共有しておりまして、個人設置の単独浄化槽、合併浄化槽の場合でも、適正な維持管理が行われていない場合は、浄化槽の使用者、設置者に対しまして、保守点検や清掃、修繕を行うなど、早急に改善への対応を行い、その対応状況について報告いただくよう、市から指導を行いまして、維持管理の徹底を図っております。

単独浄化槽から合併浄化槽への切替えについてのアプローチということですが、今のところ、個別にアプローチは行っておりませんが、

地区からの要請を受けまして、地域の水環境の保全の取組の一つとして、市町村設置型合併浄化槽についてPRする機会などいただき、こちらで説明を行っております。

また、今後は先ほど申し上げた保守点検や修繕などの維持管理の指導だけではなく、あわせて、市町村設置型浄化槽などへの切替えについてのご協力もお願いするなどしてまいりたいと考えております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 ぜひ取組をお願いしたいと思います。

最後の、この質問の最後になります。生活排水処理施設の普及率は、平成29年度と比較して微増になっているものの、県内13市では11番目で、平成29年度の10番目より、さらに下がっています。本市における公共衛生や水質環境の改善を図る上でも、また、水のまちとして、生活排水処理施設の普及促進は欠かせないものと思います。

普及促進に当たっては、施設設置の補助や融資制度の拡充などの検討も必要になるかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 確かに啓蒙とか、あるいは融資制度というのもあるんですけども、基本的に公共下水道を企業会計にしたわけですよね。それ以降、どんどん下がってるというのがかなり問題だなと。下がってるというのは、普及率は下がらないわけですけども、ほかのところは少しずつ、普及率、水洗化率を上げてるのに対して、長井市がそれができてない。これは私の責任もあるんですけど、本来であれば、以前、上下水道課は平山のほうにありまして、どちらかという、もう独立独歩で頑張っていたのかなと。実際、こちらで一緒にしてからも、実はかなり忙しくて、打合せらしい打合せをできなくて、決算の状況の中で、多額の一

般会計からの繰入れによって公共下水道の企業会計が成り立ってるわけで、せめて使用料の上積みを図って少しでも繰入れを、赤字を食い止めなきゃいけないんですが、そういう意識が、残念ながらまだまだ、上下水道課の中になんかということだと思います。それは私のほうの責任でもあるわけですけども、今回浅野委員から質問いただいて、もう一回実態をちゃんと調べないと駄目だぞと、まずは融資制度とか補助の制度については、細かく申し上げません、御存じだと思いますので、県とかの制度はいろいろあるわけですね、国の制度もあるのかな、融資も、あるいは補助もあります。そういった中で、実際市内の、例えばお年寄りだけの世帯なんかですと、なかなか和式のトイレでは大変だということから、洋式化を望む声が多いわけですね。各自治コミュニティセンターなんかもそういったことで工事の申請があるわけですね。多分、特環なんかも一旦、五十川地区についてはなかなかまとまらないということで打ち切ったわけですよね。ところが、何とか地区内の90%以上の同意を取って、限りなく100%に近い同意を取って、特環をやっていたらやるからと、加入促進を我々も頑張るからと言ったにもかかわらず、一旦やっちゃうと、なかなか加入してくれない方がいらっしゃるわけですね。それは、年金暮らしだからとか、あるいは一人暮らしで今後どうなるか分かんないからみたいなこともおっしゃるんですけども、それも踏まえて再度申請して、私も行きましたよ、地区に。何回か話して、1回だけじゃなく、地区の皆さんと、じゃあ、それだったら、ぜひ水洗化率を上げて加入してもらおうということを前提にしてるわけですが、数字は板垣課長からあったとおりにですね。それは農集排なんかについても、農集排は、今泉などはかなり頑張っているようですが、大久保は、事情があるのか、なかなか進まない。あと、市町村型の合併浄化槽について

も、かつては個人でやっていた浄化槽での排水は土地改良区の、土地改良区というより、その地域の委員の人たちがなかなか反対して許可を出してくれなかったということがあったんですね。それを市町村型にすることによって、性能がかなり上がったから大丈夫だとは言っているんですが、課長からいろいろ答弁あったように、実態が分からない。だから、もう一回ちゃんと市民にアンケート取って、そして、立て直しを図るべきだなと思います。まずはどのぐらいのアンケートを取るかということもあるんですけども、なぜ加入が進まないのか、あと、合併浄化槽、市町村型のやつもまだまだ需要あるはずなんですけど、そこがどうも掘り起こされていない。ですから、そういったところの理由等々、ぜひもう一度アンケートを取りながら、と同時に、引き続きPR、加入のPRと様々な制度のご案内などもさせていただきながら検討してまいりますので、まずはここ3年ぐらいがきちんと打合せもできてない状況なので、その辺が一番課題だと思っておりますので、今後とも私ども、水洗化率を上げるべく努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 まず、山形県の平均水洗化率に近づくよう、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。空き家等の適正管理と管理不全土地の対策について質問いたします。

まず、空き家等の適正管理について質問します。

令和4年度の空き家の調査結果を見ますと、空き家戸数455戸のうち、特定空家が39戸、うち解体されたのが5件の実績になっています。この455戸のうち、空き家等の老朽危険度の状態で、AランクからDランクに区別されていません。空家等対策の推進に関する特別措置法、以

下、空家法とします、第12条では、市町村は所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする規定していますが、このランクごとの空き家の現状を、455戸の所有者に情報の提供など、連絡をされているのか、建設参事にお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 まず、空き家の実態調査についてでございますが、毎年度各地区長に対しまして、地区で把握してる空き家の情報提供を依頼しております。令和4年度は新たに空き家になった件数につきましては4件でございますが、新たに空き家になった住宅や、また、解体して更地になった場合ですとか、新たに入居者が決定したなどの、もう空き家ではなくなった住宅などの情報をいただいているところでございます。

その情報を基に所有者を調べまして、新たに空き家になった所有者には、今後の意向調査等のアンケートを送付いたしまして、現地にて老朽危険度判定、AランクからDランクまでの判定を行っておりますが、新規以外の所有者に対しましては、現状などをお知らせする連絡は行っていないところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 毎年、空き家の方に通知を出されてるんですか。毎年やってますか。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 毎年は出しておりません。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 特定空家等に対する措置は、空家法第14条で規定され、助言、指導、勧告、命令等が規定されています。

一方、長井市空家等の適正管理に関する条例、以下、空家条例といいますが、第2条第1項第2号では、管理不全な状態とは、そのまま放置す

れば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいうと規定されています。管理不全な空き家とその敷地は一体であることから、管理不全空き家として対策を講ずる必要があると思いますが、建設参事のお考えをお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 管理不全な空き家と併せまして、敷地の管理が十分でない、例えば敷地内の雑草が繁茂しているなどの場合につきましては、地区長ですとか近隣住民等から苦情、相談があった場合には、現場のほうを建設課のほうで確認いたしまして、土地の所有者に対しまして、適正な対応を依頼する文書を送付しているところでございます。

また、今年度シルバー人材センターさんのほうと空家等の適正管理に関する協定を結ぶ予定になってございまして、業務といたしましては、草刈りや空き家の現状確認等も含まれますので、市報やホームページ等により周知を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、空き家を解体したが、その後の管理が難しいなどのケースにつきましては、地域づくり推進課で運営しております空家バンク、そちらのほうには空き地の掲載も可能でございますので、連携を図ってまいりたいと考えております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 雑草の除草等について、これはシルバー人材センターをあっせんするという話でありますので、一歩前進ではないかと思えます。

管理不全の空き家や敷地をひどくならないうちに、初期段階で管理するよう、行政指導を徹底する必要があるかと思えます。毎年、管理不全な空き家、屋敷等については、写真を添付す

るなど、管理するようになるまで、情報や連絡を毎年行う必要があると思いますが、建設参事のお考えをお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 現状把握ですとか空き家の適正管理につきましては、第一義的に所有者の責務であるということでございますので、今後適正管理の促進を図るために、周知を徹底してまいりたいと思えます。

また、もし問合せがございましたら、建設課のほうで情報提供をしておりますところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 よろしくお願ひします。

次に、所有者不明の空き家等の対策について質問いたします。

所有者不明の土地とは、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない土地、または所有者が分かっているけれども、所在が不明で所有者に連絡がつかない土地をいいます。

この空き家455戸のうち、土地建物の所有者不明の空き家等について、建設参事にお尋ねいたします。

あわせて、所有者の確認方法についてもお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 所有者死亡の件数につきましては65件ございまして、そのうち納税義務者も亡くなっているなど、所有者が不明なのは6件になってございます。

空き家等建物の所有者の確認方法につきましては、前に述べました、地区長への調査結果を基に、固定資産台帳を確認いたしまして、所有者を特定してるところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 その6件は、所有者が死亡されて相続人も不明ということですか。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 はい、そのとおりでござい

ます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、管理不全土地の対策について質問いたします。

管理不全土地とは、適切な管理が行われないことによって、周囲に悪影響を及ぼしている土地を指します。管理不全土地の問題は、空き家対策とともに、劣悪な環境になる前に、初期の段階で対策を講ずる必要があるかと思えます。

管理不全土地については実態を把握しているのか、建設参事にお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 佐原勝博建設参事。

○佐原勝博建設参事 管理不全土地につきましては、実態を現状把握してない状況でございます。市で空き家を把握する方法につきましては、さきに述べました地区長調査によるものでございますが、現時点で調査の際に管理不全の空き地の方向につきましては、依頼してないところがございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 次に、管理不全土地などでこれまで市民課所管の市民生活室や市民相談センターに苦情や相談がなされた土地の主な事例について、市民課長にお尋ねいたします。

あわせて、ごみや不用品が屋内や屋外に積み上がり、悪臭や害虫の発生、火災などの危険が生じている、ごみ屋敷として把握している屋敷についても、市民課長にお尋ねいたします。

○竹田陽一委員長 逸見睦子市民課長。

○逸見睦子市民課長 まず、管理不全の土地についての苦情や相談の主な事例ということですが、先ほどもありましたように、そういった土地は雑草が生い茂っているため、それが自分の敷地までかかっているとか、あと、タヌキや蛇などの有害生物の生息地になっている、また、ごみなどが不法投棄されていて、そこから悪臭が発生している、このような内容となっております。

いわゆるごみ屋敷ということで、現在、市民課で把握しているのは2か所でございます。

1か所は住居人がおりまして、今年6月に地区長のほうから相談を受け、市民課の担当職員が訪問しました。家屋周辺の片づけについて、話をしてきたところなんです。現在、住居人が少しずつ片づけを始めておりまして、今後も定期的に訪問して自発的に環境整備を行えるように進捗を見守ってまいりたいと思っています。

もう1か所につきましては、住居人が死亡して、相続人が不明となっている空き家でございます。10年以上経過しているために、有害生物の営巣や空き缶などのごみの不法投棄などが確認されている状況となっております。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。

管理不全土地やごみ屋敷を放置していけば、草木の繁茂や害虫の発生、ごみの投棄など、環境、衛生面や防犯面においても、問題が大きくなるのが予想されます。

管理不全土地については、本来は土地所有者自身が責任を持って適正な管理を行うことが義務ですが、所有者が不明であったり、管理意識が低い場合には、空き家等と同様に行政において、情報提供や行政指導が必要だと思います。

国は、令和3年5月に土地基本法に基づく土地基本方針を閣議決定し、所有者不明土地や管理不全土地対策について、広報活動を強化しています。

本市でも私有財産である空き家対策と併せて、空き地対策を目的とする、仮称ではありますが、空地対策の推進に関する条例の制定を目指すべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員おっしゃるように、改正土地基本法に基づき、令和2年の5月に策定され

た土地基本方針は、人口減少時代に対応した土地政策の総合的な推進を図るための具体的施策の方向性を示すもので、その更新を通じて、所有者不明土地対策や管理不全土地対策をはじめとする土地に関する個別施策を着実に展開していくものとされております。

この方針の変更が令和3年5月に閣議決定されまして、新たに民事基本法制の見直しによる所有者不明土地の発生予防、円滑利用のための対応、所有者不明土地特措法の施行後3年経過の見直しに向けた検討、その他、土地に関連する施策に関する記載が盛り込まれました。

また、土地所有者向けの土地の適正管理のために、リーフレットの配布や所有者不明土地対応事例集の配布により、土地に関する積極的な広報活動を実施するという内容になっているようでございます。

委員からご提案の空地対策の推進に関する条例は、他自治体の例では、主に雑草等の繁茂状況に着目するものと、雑草等の繁茂だけではなく、廃棄物の放棄、放置等の不適切な管理状況も併せて着目するものと分かれているようございまして、内容は各条例によって異なるものの、空き地の適正な管理を所有者や管理者に義務づける、あるいは管理が適正にされず放置されることにより、生活環境が著しく阻害され、また、火災や犯罪を誘発するおそれがある場合に、自治体の長が規制措置として指導、助言、勧告、命令を行う。さらに、実効性確保措置として、代執行、公表を行い、罰則を課すことが業務的な骨格となっているようでございます。

管理不全土地や土地所有者の不明土地に関する対策については、国等の動きや他自治体の例を参考に研究してまいりますが、まずは第一義的な管理義務のある、管理責任がある所有者に適正な管理を促すよう呼びかけるとともに、民法・不動産登記法の改正により、本年4月から施行になりました相続土地の国庫帰属制度の創

設や令和6年4月から施行される相続登記の申請の義務化について、関係機関・団体と協力して周知に努め、所有者不明土地等の発生の予防に努めてまいりたいと考えておりまして、まず最初に、空き地対策の条例化については、今、その必要がどのくらいあるかということだと思います。作っても意味がない場合は、もう少し時期を見たほうがいいのかなど考えているところでございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 そうですね、その条例作っても管理不全な土地がそのまま残るようでは、作った意味がございませんので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。管理不全の旧工場、事務所について質問いたします。

管理不全な空き家とともに、市街地における管理不全の旧工場、事務所について把握しているのか、技術参与にお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 青木邦博技術参与。

○青木邦博技術参与 平成25年の基礎調査以来、先ほど建設参事からお話あったように、毎年地区長さんをお願いして、住宅にかかわらず、建物の調査は行っているところでございます。令和5年3月末時点の中央地区、市街地というか、中央地区になりますが、旧工場、事務所等の空き家状況につきましては、工場、倉庫、店舗、併用住宅合わせて32棟でございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 思ったより多いのでびっくりしてますが、その中でも中心市街地の活性化や、今後、第4期都市再生整備計画事業を進める上で、市街地の管理不全な土地や空き家とともに、旧工場、事務所についても対策を講ずる必要があるかと思います。

高野町に存する旧ハイマン工場や事務所及び敷地の所有権を含めた現在の権利者について、お分かりでしたら、技術参与にお尋ねいたしま

す。

○竹田陽一委員長 青木邦博技術参与。

○青木邦博技術参与 旧ハイマン電子高野町工場につきましては、主体となる工場部分が昭和36年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物でございまして、その後、倉庫、物置、機械室等が増築されております。敷地面積は1,793平方メートル、建物の床面積は2,189平方メートルとなっております。権利関係における現在の状況については、土地については3名の所有者がおり、全12筆ありますが、所有者の死後、法定相続人の相続放棄により、相続人不存在となり、所有者不存在となっている状況です。建物につきましても、法人が倒産し、実態がございません。土地、建物、共に管理者不在になっているという現在の状況でございます。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 今説明していただいたように、現在、所有者不明の状態になってるものと思います。その場合、本市が危険な空き家として除去し、除去した後、地域福祉増進事業制度の活用を検討すべきだと思います。

当該土地に使用権を設定し、広場や公園などを整備することで、市街地の環境整備と地域の利便性につながるのではないかと思います。最後に、市長の見解をお伺いいたします。

○竹田陽一委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 当該工場につきましては、以前より、もう20年以上前から周辺の住民が、特に冬期間、危険だということで撤去等々、依頼がありまして、いろいろ調べを進めてきてます。その中で、建物については、もう全部抵当入ってるんですが、抵当入ってる所に全て確認をして放棄して下さるということの手続が必要なんですけども、それは以前、確認は取ってます。

今度は、建物の撤去に係る費用、これについては、もう十数年前の見積りなんですけど、当時

で1億円以上なんです。それなぜかというのと、メッキの加工をしていた経過があると、どのぐらいの薬剤が残っているか分からないということで、旧ハイマンの役員の人とか従業員の人などにいろいろ確認して、今はそれ全てなくなっているはずだということではありますけれども、それでも1億円以上かかるだろうと。

今度は土地なんですけど、先ほど青木参与からありましたように、相続放棄なんです。抵当が二重三重にかかっています。ですから、建物を更地にした場合、今度価値が出てくるわけですね。ですから、抵当を持っておられるところ、あるいは、相続放棄ですから、財務省の管轄になるはずなんです。そこのところを確認しないと、とても手をつけられる状況ではないと。

それから、委員からございました地域福祉増進事業ということですが、これは、これちょっと違う性質のものだなと。これを使ってそこを更地にして使用権が出るということは、私の非常に素朴な頭では理解できないです。それぐらい抵当が二重三重入ってて、それが県のほうで面倒見てくれるということですか。その辺がちょっとよく分からなくて、したがって、もう土地自体が相続放棄されてるところなんですよ。ただし、抵当は入ってますから、そこのところをこちらで弁護士を立てていろんな手続をして、それなりのことをしたとしても、相当複雑ですので、最終的には相続放棄のところの担保をどういうふうに国として見ておられるのか、その辺なども我々確認した上じゃないと、うかつに手を出せないと。しかも、議会の議決を得て1億円以上のお金を費やすわけですから、そんなことで今のところ、どういうふうにしたらいいか、ぜひご指導、これらも含めて検討したいと思います。

○竹田陽一委員長 11番、浅野敏明委員。

○11番 浅野敏明委員 分かりました。権利者、先ほどお伺いしてなかったんですが、相当の数

の権利者がいると思いますので、その辺の状況判断と、先ほど地域福利増進事業は、建物ある場合はこれ該当しないので、あくまでも更地の場合なので、抵当権等がついたままで使用権設定なるのか、その辺は私はちょっと勉強不足で分からないので、今後検討していただきたいと思います。

以上で質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○竹田陽一委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

認第1号 令和4年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○竹田陽一委員長 それでは、認第1号 令和4年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の41ページから83ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。85ページから129ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。129ページから177ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。177ページから194ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑を行います。194ページから223ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から13款予備費までの質疑を行います。223ページから267ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。269ページから287ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。289ページから291ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○竹田陽一委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。